

- (1) アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は過熱の作業
- (2) 動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行うプレス機械の作業
- (3) ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務
- (4) 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業
 - ア 乾燥設備のうち、危険物等に係わる設備で、内容積が1立方メートル以上のもの
 - イ 乾燥設備のうち、アの危険物等以外の物に係わる設備で、熱源として燃料を使用するもの（最大消費量が一定量以上のものに限る。）または、熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が一定以上のものに限る。）
- (5) 高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものと除く。）
- (6) 第1種圧力容器の取り扱いの作業
- (7) 特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）
- (8) 酸素欠乏危険場所における作業
- (9) 有機溶剤を製造し、又は、取り扱う業務で、厚生労働省で定めるものに係わる作業

（安全衛生委員会）

第13条 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、法令で定める事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全衛生委員会を設け、毎月一回以上開催するようにしなければならない。

2 安全・衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

- (1) 総括安全衛生管理者は又は総括安全衛生管理者以外の者で、事業場においてその事業の実施を統括管理するものもしくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- (3) 産業医のうちから事業者が指名した者
- (4) 事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者
- (5) 事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者
- (6) 事業者は、事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士で

- ある者を委員として指名することができる。
- 3 安全・衛生委員会の議長は、前項第1号の委員がなるものとする。
- 4 事業者は、第2項第1号の委員以外の委員の半数については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

解説：

- 1 安全衛生委員会の設置(労働安全衛生法第19条、労働安全衛生規則第23条の2)
事業場における労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となる対策事項の審議及び労働者の意見を反映する等の場を設け安全衛生業務を円滑に遂行するために、安全衛生委員会を設置します。
安全衛生委員会を設ける必要のある事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聞くための機会を設けるようにしなければならない。
- 2 調査審議事項
安全衛生委員会は、下記に示す安全関係と衛生関係、安全委員会は安全関係、衛生委員会は衛生関係を調査審議することになります。
- (1) 安全関係（労働安全衛生法第17条、労働安全衛生規則第21条）
ア 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
イ 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係わるものに関すること
ウ 次に掲げる事項等労働者の危険の防止に関する事項
(ア) 安全に関する規定の作成に関すること
(イ) 安全教育の実施計画の作成に関すること
(ウ) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係わる危険の防止に関すること
(エ) 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険に関すること
- (2) 労働衛生関係（労働安全衛生法第18条、労働安全衛生規則第22条）
ア 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
イ 労働者の健康の保持増進を図るために基本となるべき対策に関すること
ウ 労働災害の原因及び再発防止策で、衛生に係わるものに関すること
エ 次に掲げる事項等労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
(ア) 卫生に関する規定の作成に関すること
(イ) 卫生教育の実施計画の作成に関すること
(ウ) 法令により行われる有害性の調査及びその結果に対する対策の樹立に